平成２２年（フ）第１４４１号
京都市山科区北花山中道町84番地16
債務者　森江　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７３号
京都府向日市物集女町豆尾23番地の11
債務者　吉田　　誠（債務発生時の姓澤野）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１２号
京都府向日市寺戸町南垣内５番地　南垣内市営住宅Ｂ棟301号
債務者　臼本　幸生
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４８号
京都市中京区西ノ京車坂町４番地17勝又方
債務者　川邉　和子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５１号
京都市伏見区深草谷口町74番地の15
債務者　佐藤　照美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８７号
京都市山科区四ノ宮小金塚１番地61
債務者　林　美千子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８２号
京都市伏見区深草西浦町１丁目64番地　フレーヴァー深草Ⅱ108号
債務者　河口　秀貴
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９０号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地26―502
債務者　八木　豪行
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０７号
京都市南区久世東土川町330番地10
債務者　古賀　和史
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２９号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地65棟306号
債務者　杉江美智子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３６号
京都市山科区西野小柳町１番地　ツインヴィレッジ西野Ⅰ201号室
債務者　飯田サナヱ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３９号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽103号
債務者　真野　三奈
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
福岡県久留米市諏訪野町1810番地６　パステル12―602号
債務者　高山ミサ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４９１号
鹿児島県鹿児島市甲突町17番３号萩原ビル401号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市真砂町32番12号
債務者　東　　勝英
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
福島県いわき市平字作町３丁目２番地の20―Ａ号室、住民票上の住所福島県いわき市内郷御台境町六反田53番地の15
債務者　塩井　裕文
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７１１号
千葉県松戸市三ケ月1496番地　川津グランドハイツ202号
債務者　小山みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１３号
千葉県柏市みどり台１丁目12番７号　レオパレス江戸川台第16―101号
債務者　坂本　映子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部